

# 一般社団法人竹駒牧野 内部規程

## 第1章 総則

(目的)

### 第1条

- 1 この内部規程(以下「内規」という)は、一般社団法人竹駒牧野(以下「竹駒牧野」という)の定款を補完する事項を定めるものである。
- 2 この内規に定めのない事項については、一般社団法人竹駒牧野定款(以下「定款」という)及び一般社団法人並びに一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

### 第2条

この内規は、竹駒牧野に適用する。

(広告の方法)

### 第3条

- 1 竹駒町民及び会員向けの当法人の広告は、「竹駒牧野」広報で行う。
- 2 会員向けの重要な情報は、郵送又は役員により各会員へ配布する。

## 第2章 会員

(会費等の負担)

### 第4条

定款第6条によりこの法人の会費は、次に掲げる額とする。

- |         |                |     |
|---------|----------------|-----|
| (1) 入会金 | 正会員            | 1万円 |
|         | 賛助会員(個人)       | 2万円 |
|         | 賛助会員(法人及び団体など) | 3万円 |

但し、発足時名簿に記載されている会員は免除される。また、発足時既に退会した会員で再度入会する会員も免除される。

- (2) 年会費 0円 とする。

## 第3章 役員

(役員を選出方法)

### 第5条

- 1 各地区正会員からの推薦者1名を役員候補者とし、総会の承諾をもって役員とする。但し、地区からの推薦者を得られない場合は欠員分を正会員から公募することができる。
- 2 公募により立候補する正会員は5人以上の推薦者名簿を添えて理事会へ提出する。予定定員を超えた場合は、地区選出で選ばれた役員の投票により選出する。
- 3 定員に満たない場合は速やかに役員として承諾するものとする。
- 4 監事は、次の輪番制に基づいて選任する。但し、輪番に当たる地区の役員が代表理事及び事務局並びに会計に当たる場合は、次の地区から選出するものとする。このことにより輪番が戻る事は無いものとする。

監事の輪番を示す。

	東地区	西地区
1	下沢	館・軍見洞
2	滝の里	矢崎
3	仲の沢	新田
4	細根沢	上壺
5	上細根	下壺

同一地区から2名以上の場合は地区推薦者を監事とする。

(役員の報酬)

#### 第6条

1 役員の報酬は次による。

理事 8万円、 監事 8万円(理事会への出席を条件とする)

2 役員手当は次による。

代表理事 3万円、 事務局長 3万円、 会計 2万円、 委員長手当 1万円

3 役員の出役又は出張手当は次による。

理事の出役又は出張手当は打ち合わせ等労働を伴わない事をいい、出役又は出張する際はその目的を明確とし理事会の承諾又は事前に代表理事の承諾を受けたものとする。また、その結果を文章で理事会に報告し議事録に明記したものとする。

陸前高田市内での出役 半日 2,000 円、一日 4,000 円(いずれも交通費込)

気仙管内へのお出張 半日 3,000 円、一日 6,000 円(いずれも交通費込)

日帰りの出張 半日 4,000 円、一日 8,000 円(交通費は別途精算)

宿泊を伴う出張 一日 10,000 円(交通費及び宿泊費は別途精算)

#### 第4章 その他の規程

(高額な事業又は寄付などに対する総会決議を得る金額)

#### 第7条

組織の経営に影響を及ぼす高額な事業又は寄付は総会の決議を得るものとし、その金額は300万円以上とする。

なお、300万円未満については以下の通りとする。

50万円以上300万円未満は理事会の決議を得る。

10万円以上50万円未満は代表理事の決済を得る。

10万円未満は事務局長の判断とする。

(香典について)

#### 第8条

会員が死亡した場合、香典の金額は1万円とする。

ただし、代表理事経験者には、2万の供花も添える。